

商品概要説明書

マイカーローン（一般型A）

（令和7年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○前年度税込年収が200万円以上（農業者の場合は、150万円以上）ある方とします。ただし、新卒内定者で、入社月の3か月前以降に借入申込まれた場合を除く。 ○JAマイカーローン（信販保証等を含む。）の返済実績が2年以上あり、少なくとも過去1年以上延滞のない方、または2年以上返済実績があり、完済後2年以内の方については、前年度税込年収150万円以上である方。ただし、農業者以外で、前年度税込年収が150万円以上200万円未満の方は、前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方（以下リピーター型という）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が100万円以内のものとします。）。 ⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。 （ただし、リピーター型は対象外とします。）
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上10年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大3か月）。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年0.70%上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円 ②一部繰上返済の場合…5,500円

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本所または金融共済部(電話：01634-2-3366)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A ひがし宗谷

商品概要説明書

マイカーローン（基金協会型）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（基金協会型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。ただし、就職内定者で入社月の 3 か月前以降の借入申込の場合を除く。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはそのご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）、個人間売買に伴う資金は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（お借入金額は 100 万円以内とします。）。 ⑥スノーモビルの購入資金。 ⑦乗用車買替時の J A または他行等既存マイカー資金債務（残元金）の上乗せ資金。 ⑧他社等既存マイカー資金の借換
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 10 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 3 か月）。 ○借換資金のみの場合は、現在お借入中のマイカー資金の残存償還期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（長期プライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。

	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○就職内定者の場合は、保証能力のある方1名に連帯保証人となっていただきます。ただし、農業後継者として就農、農業法人・JA系統団体・地方公共団体等へ入社される方は、連帯保証人を省略することがあります。
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ②分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年0.70%上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…3,300円 ②一部繰上返済の場合…5,500円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所または金融共済部（電話：01634-2-3366）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A ひがし宗谷